岸和田ＴＭＯ（商業まちづくり機関）設置要綱

（目的および設置）
第１条　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）に基づき、岸和田市が策定した岸和田市中心市街地活性化基本計画に沿って、商業等の活性化を中心とした各種事業の円滑な推進を図ることを目的として、岸和田商工会議所内にまちづくり機関「岸和田ＴＭＯ（商業まちづくり機関）」を設置する。

（事業内容）
第２条　岸和田ＴＭＯは前条の目的を達成するため、次の事業を行なうものとする。
（１）　岸和田市商業タウン・マネージメント構想事業の推進に関すること。
（２）　その他中心市街地のまちづくり事業への取り組みに関すること。

（代　表）
第３条　岸和田ＴＭＯには代表および副代表を置き、代表は岸和田商工会議所会頭とする。また、副代表は岸和田商工会議所副会頭とする。
２　代表は岸和田ＴＭＯを代表し、組織を総理する。また、代表に事故があるときは副代表がその職務を代理する。

（組　織）
第４条　岸和田ＴＭＯには理事会を設けるものとする。
２　理事会は岸和田市中心市街地区域内の商店街代表者等からなる理事、若干名で構成する。
３　理事会はまちづくり事業に関する調査・研究を行ない、事業の決定・推進を行なう。
４　理事会には理事長を置き、理事の中から互選により選出するものとする。
５　理事長は理事会を代表し、会務を総理する。
６　理事会は、所掌事務を遂行するために次の部会を設置することができる。
（１）　コンセンサス形成部会
（２）　事業支援事業部会
（３）　ＴＭＯ共同事業部会

（任　期）
第５条　理事の任期は、２年とする。但し、理事の再任は妨げない。
なお、理事の欠員が出た場合、所属団体より補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（事 務 局）
第６条　岸和田ＴＭＯの事務局は、岸和田商工会議所に置く。

（そ の 他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、岸和田ＴＭＯの運営に関する必要な事項は、理事会において協議し、別に定める。

附則
１　この要綱は、平成14年３月１日より施行する。
２　この要綱は、平成29年４月１日より施行する。